

**令和2年度やまがた健康づくりステーション
創設支援事業に係る審査方法**

1 審査機関

審査委員会を設置、開催し、厳正な審査を経て、補助する企業・団体等（以下「団体」とする）及び補助金額を決定する。

2 審査方法

各団体から提出された書類について、下記のとおり審査を行う。

(1) 審査項目及び配点

審査項目	配点	審査に当たってのポイント	
組織	10	団体等の適格性	規約等を有し、会計処理が適切に行われていると認められるか
	20	事業の実現可能性	計画を実施できる体制があるか。提案された事業手法は、十分に実現可能なものか。
事業内容	10	目的との整合性	提案された企画、事業は目的・趣旨に合致しているか
	10	波及性	幅広い県民の意識の醸成や活動につながる可能性があるか
	10	具体性	具体的な事業内容であるか
	10	効率性	事業内容に見合った適正な経費で積算されているか
	10	独自性	地域の実情や特性に応じ、創意工夫が見られるか
	10	継続性	単発的な活動でなく、次年度以降の継続が見込まれるか
	10	感染症予防対策	新型コロナウイルス等の感染予防に配慮しているか

(2) 採点方法

- ・採点は1団体100点満点とし、審査委員の合議により行う。
- ・5段階で別表により評価する。
- ・企業・団体等への助言がある場合も記載する。
- ・審査委員平均の評価点の合計が50点未満又は感染症予防対策の項目が4点以下の場合は、採択しない。

3 補助団体等の決定

- (1) 審査の合計点に基づき、審査委員会で補助団体を決定する。
- (2) 審査結果は、応募団体及び応募書類経由市町村に文書で通知する。